

2021年6月11日

各 位

TCS ホールディングス株式会社

NC ホールディングス株式会社に関する検査役選任についてのお知らせ

当社他1社¹は、NC ホールディングス株式会社(以下「NCHD」といいます。)について、2021年5月25日付にて株主総会検査役選任申立をおこない(東京地方裁判所令和3年(ヒ)第186号)、これに基づき、同年6月3日付にて NCHD の次回定時株主総会について東京地方裁判所より検査役 の選任決定がされましたので、お知らせいたします(なお、NCHD から同様に総会検査役選任の申立てがされていたようです)。

また、これに基づき、別途当社他1社が申立てておりました検査役選任申立事件(東京地方裁判所令和3年(ヒ)第148号)については、取り下げをしておりますので併せてお知らせいたします。

なお、NCHD は、2021年6月10日付「株主提案者により申し立てられた業務執行検査役選任申立事件の取り下げに関するお知らせ」において、当社他1社による検査役選任申立ての取り下げが、「事実上の『敗北宣言』」であるなどと主張しているようです。

しかしながら、当社他1社としては、別途総会検査役の選任がされたために、申立ての取り下げをしたにすぎません。NCHD の主張は、6月3日付にて別途総会検査役の選任決定がされているという経緯を無視するもので、妥当なものではありません(NCHD の開示においても、総会検査役の選任については触れられていないようです)。

また、業務執行検査役選任申立を取り下げたのは事実ですが、当社が申立てをしたのは、2021年4月27日です。この時点では、既報のとおり、NCHD は会社提案のみを開示し、当社他22社(以下「当社ら」といいます。)の株主提案を開示しない等、明らかに問題のある行為を行っておりました。現在の NCHD も、開示及び総会招集通知において、当社らに関して違法又は不当な表現を行う等、問題が解消されていない状況は続いておりますが、総会検査役が選任され、定時株主総会も6月22日に開催されることも確定した状況においては、業務執行検査役選任の独自の必要性が低下した状況にあったため、そのような判断を行ったに過ぎません。

当社らとしては、NCHDによる違法又は不当な表現については、定時株主総会の結果を踏まえ、別途に対応を取ることを検討中ですので、念のため付言いたします。

以上

¹ 総会検査役の申立及び業務執行検査役選任の申立は、いずれも当社(TCS ホールディングス株式会社)及び豊栄実業株式会社によるものです。